

「NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業」業務委託募集要領

仙台市（以下、「本市」とします。）では、標記の業務委託を受託する事業者を募集します。

公募による提案審査型随意契約（以下、公募プロポーザル方式）により受託候補者を決定しますので、プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

I. 募集概要

1. 業務の概要

件 名	NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業
業務目的	本事業では、NanoTerasu の利活用が期待できる企業を対象に訪問活動を行い、「NanoTerasu シェアリング 2000」の利用者の獲得を目指す。NanoTerasu は幅広い業種での利用が見込まれるものの、本市が接点を有する企業は限定的であるため、多くの企業との接点を有する事業者企業訪問活動に係る業務を委託する。加えて、本市の研修会等に関するオンラインセミナーを開催し、実際の NanoTerasu 利用に繋げる。
業務内容	主な業務内容は以下のとおりです。※詳細は別紙仕様書をご覧ください。 (1) NanoTerasu シェアリング 2000 利用者の獲得（未接触企業への企業訪問） • NanoTerasu の利用が期待できる業種の企業のリストアップ • リストアップした企業に対し、訪問のアポイントメント • 訪問時の同行、訪問時に使用する配付資料の印刷・持参 • 訪問終了後の訪問レポートの作成 (2) オンラインのセミナーの企画・開催 • セミナーの企画（プログラム案、広報案など） • セミナーの運営 • 参加者アンケートの設計、作成、実施 • セミナー実施レポートの作成
契約形態	委託契約とし、契約期間を契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日とします。
委託金額	9,464,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とします。
委託者の選定方法	公募プロポーザル方式により、提案内容を審査委員会にて評価し、最も評価の高かった提案者を委託候補者として選定します。提案書の作成方法は P.4 を参照下さい。

2. 主な募集スケジュール

募集要領配布	令和 7 年 7 月 4 日（金）～	本市ホームページから入手下さい。
質問書提出期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）15 時	様式第 1 号により提出下さい。回答は本市ホームページ上で行います。
提案書等提出期限	令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時	郵送の場合は、当日消印有効とします。
ヒアリング	令和 7 年 7 月 31 日（木）予定	詳細は別途連絡します。

Ⅱ．条件

1．応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者としします。

- (1) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（市内に事業所を有していない場合は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (8) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

2．契約上の条件

(1) 契約形態

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

※受託候補者と契約が成立しない場合は、他の参加者のうち、得点の高い者から順に協議を行い、協議が整った提案者と契約を締結します。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(3) 委託金額上限額

9,464,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を本市と調整し、契約金額を決定します。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とします。

(4) 委託費の支払条件

完了払とします。

(5) その他

- ① 本市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途、本市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結します。
- ② 委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容を特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- ③ 協議が整った後に、委託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとします。
- ④ 委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがあります。
- ⑤ 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として本市に帰属するものとします。

Ⅲ. 申込手続き等

1. 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問票（様式第1号）に記載し、E-mailにて担当部署（P.7 参照）まで送信して下さい。電話、ファクス、郵送、持参等は認めません。

なお、E-mail 送信の際は、件名を「NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業」と記載してください。

質問受付期間：令和7年7月11日（金）15時まで

質問への回答は、質問者名を伏せた上で、本市ホームページ上で公表します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。

2. 提案書等提出【必須】

本事業の受託をご希望される方は、次の書類を作成し、本件窓口（P.7 参照）まで直接持参又は郵送（追跡可能な方法で）してください。

提案書等提出期限：令和7年7月25日（金）

（平日9時～17時、ただし12時～13時を除く）。

※直接持参する場合は、17時必着とします。

※郵送の場合は、当日消印有効とします。

[提出書類]

- ① 参加表明書（様式第2号）・・・1部
- ② 共同企業体結成提出書（様式第3号）※共同企業体の場合のみ
- ③ 誓約書（様式第4号）・・・1部
- ④ 提案書（様式任意）・・・7部
- ⑤ 事業費見積書（様式は任意とするが、各業務内容に対応し内訳がわかるように作成すること）・・・7部
- ⑥ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）・・・7部
- ⑦ 市税の滞納がないことの証明書（仙台市内に事業所を有していない場合は、主たる事業所所在地の市町村税（特別区の場合は都税）を滞納していないことの証明書）・・・1部
※共同企業体の場合は、全構成員について提出すること

Ⅳ. 提案書作成上の注意

1. 提案書作成にあたって

提案書（様式任意）は、別紙仕様書を熟読の上、下記の観点を踏まえてとりまとめ、形式は A4 判横書き・片面印刷・長辺綴じとして下さい。

（1）NanoTerasu シェアリング 2000 利用者の獲得に向けた未接触企業への企業訪問について

※2 ページ以内

企業訪問を実施するにあたり、下記の項目について提案ください。

- ・リスト作成にあたっての考え方
- ・リストアップ手法及びリストアップ数
- ・訪問企業数とその理由 ※15 社を最小提案数とします

その他効果的な提案があれば提案ください。

（2）オンラインセミナーの企画・開催について ※2 ページ以内

セミナーの企画・開催にあたり、下記の項目について提案ください。

- ・プログラムの考え方と構成
- ・周知方法
- ・アンケート設計の考え方

その他効果的な提案があれば提案ください。

（3）共通 ※合計 4 ページ以内

提案書には、下記を含めてください。

- ・業務スケジュール表
- ・できる限り詳細な見積書及び積算内訳
- ・類似事業の実績及び仙台市関連業務実績リスト
- ・本業務に係る受託体制（組織体制、支援体制、担当者、当該担当者の実績）

2. 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

- （1）応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者による提案。
- （2）提案書等の提出書類に虚偽または不正な記載があった場合。
- （3）本募集要領に示す委託金額上限額（P.2 参照）を超える提案。
- （4）その他企画提案に関する条件に違反した提案。

V. 受託候補者の選定

1. 審査方法

審査及び受託候補者の選定は、「NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業に係る審査委員会」（以下、「審査委員会」という）において、提案書及びヒアリングを踏まえて審査します。ただし、提案書の書類審査によってこれに代える場合があります。

また、提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定することがあります。

2. プレゼンテーション

（1）開催日時 令和7年7月31日（木）（予定）

※時間は 参加事業者に後日連絡します。

（2）場所 仙台市役所表小路仮庁舎 9階経済局第一会議室

（3）参加者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行います。

1 提案につき、内容説明の時間は 15 分以内、質疑応答の時間は 10 分以内とします。なお、出席は 3 名までとします。

（4）事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料等の配布は認めません。

（5）審査委員会委員長がやむを得ないと認める場合、オンラインによるヒアリングとします。なお、その際は別途参加者へ通知します。

（6）ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、参加を無効とします。ただし、審査委員会委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではありません。

3. 審査基準及び評価項目

（1）審査項目・基準及び配点

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

審査委員会では、4名の委員がそれぞれ 100 点満点で評価し、4名の点数の合計点数（400 点満点）が最も高い提案者を受託候補者としてします。

項目	基準	配点
事業目的との合致性	・ 提案は事業の背景を理解し、目的に合致しているか	5 点
提案事業の遂行能力	・ 事業を遂行するための能力、ネットワークを有しているか	15 点
	・ 類似業務の実績を有しているか	15 点
創意工夫	・ 対象企業のリストアップは適切かつ工夫がなされているか	30 点
	・ 企業訪問の提案数は具体的かつ現実的か	
	・ セミナープログラム及びアンケート内容は適切かつ工夫がなされているか	20 点
	・ セミナーの周知方法は具体的かつ現実的か	
	・ その他の提案等について、実現性及び効果的な提案か	10 点
見積の妥当性	・ 提案内容と見積書の整合がとれており合理的なものか	5 点

同一点数により一者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「事業実施における創意工夫」の合計点数が最も高い企画提案者を受託候補者として特定します。評価基準の評価項目「事業実施における創意工夫」の合計点数も同点の場合には、審査委員会にて協議を行い、審査委員

会委員長が決定します。

(2) 評価及び評価係数

評価	評価係数（6段階評価）
優れている	配点×1.0
やや優れている	配点×0.8
妥当	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2
提案書に記載がない	配点×0.0

4. 通知

審査結果は、全提案者に対してメールにて通知します。次点者にはその旨を通知します。

5. 次点者の取扱

委託候補者決定後、委託候補者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて委託候補者とする場合があります。

VI. その他

1. 著作権について

契約業務に伴い、発注者が取得した資料や報告書などの成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び、第 28 条の権利を含む）は、その引き渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとします。

また、写真、イラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して人格権を主張しないものとします。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うものとします。

2. その他

- （１）提出された書類は返却しません。
- （２）本要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。
- （３）仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- （４）企画提案に関する一切の費用については、応募者の負担となります。

3. 担当部署

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台パークビル 9 階
仙台市 経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課 ナノテラス利活用推進係 関口
TEL：022-214-3154
E-mail：kei008070@city.sendai.jp